

宮城県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

- （１）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- （２）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言
- （３）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

2. 開催

調整会議は、原則、年１回とし、委員長が参集を求め開催する。
ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

3. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。
なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

4. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。